

## 桐生市農業委員会 農地利用最適化推進委員募集要項

桐生市農業委員会では、令和8年7月19日をもって任期が満了することに伴い、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当地区内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者を以下のとおり募集します。

### 1 募集期間

令和8年3月16日（月）から4月15日（水）まで

※ 平日の午前8時30分から午後5時15分までにご提出ください。

### 2 募集人数

12人

区域ごとの募集人数は別表のとおりです。

### 3 任用期間

農業委員会が委嘱した日（注）から令和11年7月19日まで（約3年）

（注） 令和8年7月下旬以降

### 4 身分

桐生市の特別職の非常勤職員

※ 秘密保持義務があります。

### 5 職務内容

担当する区域で農業委員と連携し、主に以下の活動を行います。

- (1) 農業委員会の総会（毎月開催）への出席
- (2) 農地の利用の最適化の活動（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進及び人・農地プランの実質化等）に対する取組
- (3) 農地パトロール（農地利用状況調査）
- (4) 研修会等の自己研さん

### 6 農地利用最適化推進委員報酬月額

32,200円

## 7 被推薦者・応募者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、次のいずれにも該当するもの。

- (1) 原則として、桐生市内に住所を有する者。ただし、農業委員会長が特に認める場合にあつては、この限りではない。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないもの。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないもの。
- (4) 桐生市暴力団排除条例（平成24年桐生市条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないもの。

## 8 推薦・応募方法

桐生市内に住所を有する者（3人以上）又は、農業関係団体やその他の団体から推薦を受けて申し込む方法と、自ら応募する方法の2通りがあります。

次の様式に必要な事項を記入し、桐生市農業委員会事務局へ直接提出してください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却いたしませんのでご了承ください。

### (1) 推薦・応募様式

#### ① 推薦を受ける場合

農地利用最適化推進委員推薦書（様式第1号）

#### ② 自ら応募する場合

農地利用最適化推進委員応募書（様式第2号）

### (2) 記入上の注意

別表に掲げる「担当区域」の中から推薦・応募する区域を選んで、様式に記入して下さい。

### (3) 添付書類

被推薦者又は応募者が桐生市外在住の場合は、被推薦者又は応募者の発行後3ヶ月以内の住民票

### (4) 様式の入手方法

桐生市農業委員会事務局（桐生市役所3階）及び新里・黒保根支所地域振興整備課窓口にて配布するほか、桐生市のホームページからダウンロードすることができます。

(5) その他

農地利用最適化推進委員及び農業委員の両方に、推薦又は応募することができますが、両委員を兼ねることはできません。

**9 選任方法**

提出された書類をもとに農業委員会総会の合議で選任します（必要に応じて面接を行います）。7月下旬に桐生市農業委員会が委嘱します。

**10 結果の通知**

選考の結果については応募者全員に文書でお知らせします。

**11 推薦・応募状況の公表について**

法令の規定に基づき、募集期間の中間及び期間終了後に、桐生市のホームページ等で推薦及び応募様式に記載された事項（住所及び電話番号等を除く）を公表します。

**12 問い合わせ・応募書類の提出先**

〒376-8501

桐生市織姫町1番1号

桐生市農業委員会事務局（桐生市役所3階）

電話 0277-44-0781

別表

担当区域ごとの募集人数

担当区域	対象となる地域	定数
第1区域	桐生地区（新里町及び黒保根町を除く桐生市の区域）	3人
第2区域	新里地区（新里町の区域）	5人
第3区域	黒保根地区（黒保根町の区域）	4人